

増改築相談員（新規・更新）研修会の開催について

増改築相談員は、住宅の増改築・模様替え・修繕等（リフォーム）を実施する予定の消費者が、安心して相談できる体制を整備するため、さらに住宅リフォームの普及を促進し、居住水準の向上に資することを目的に設けられています。建築業界では、新築工事が減少して増改築工事（リフォーム工事）が増えており、全建総連でも全リ協（全建総連リフォーム協会）を設立するなど増改築の仕事確保を進めています。

増改築相談員は、5年に一度の更新制度を伴った研修会を受講し審査に合格した人に対して、「増改築相談員登録証」、「増改築相談員登録カード」が交付され、財団法人住宅リフォーム紛争処理センターに登録されます。

1. 日時：平成30年11月18日（日）

〔新規〕 午前9時受付 午前9時30分～午後5時30分
〔更新・再登録〕 午後1時50分受付 午後2時～午後5時30分

2. 会場； 「時津町北部コミュニティーセンター」

西彼杵郡時津町日並 1317-1 TEL 095-881-7312

3. 申し込み

「受講申込書兼登録申請書」に必要事項を記入して、必ず受講料と顔写真を添えて、支部事務所に提出して下さい。

○受講料（テキスト・登録料込）

（新規）17,000円、（更新・再登録）13,000円

○顔写真1枚（4.5cm×3.5cm）

※申し込み手続き完了後は、申し込みの取消及び受講料の返金は不可。

4. 申し込み受付：平成30年10月1日（月）～10月26日（金）

5. 受講資格・対象者

（新規） 住宅の新築又はリフォーム工事の実務経験10年以上の方

（更新） 前回、受講されて有効期限が平成31年3月31日の方

（再登録） 有効期限が満了して2年以内の方

▲有効期限29年3月31日及び30年3月31日

※増改築相談員（前回、平成25年11月に組合で受講された方）には、更新研修会受講の案内を送付します。

※詳細は各支部窓口までお問い合わせ下さい。

増改築相談員 新規研修会カリキュラム

科 目		研修時間	
1	一般知識 1	総論・相談・工事の進め方	1 時間以上
2	一般知識 2	性能向上リフォーム等 (住宅の基礎知識/耐震性向上リフォーム 高齢者化対応住宅リフォーム/省エネルギー リフォーム/シックハウス対策)	1 時間 40 分以上
3		住宅の点検と整備	4 0 分以上
4		設備のリフォーム	4 0 分以上
5	最新情報編	最近のトピック	3 0 分以上
6		関連法規・制度等	4 5 分以上
7		関連融資・住宅の税金	3 0 分以上
8		トラブル事例とその対応	4 5 分以上
9	介護保険における住宅改修・実務開設		3 0 分以上
10	考査		3 0 分以上
合 計			7 時間 3 0 分以上

(注意) 5～9は、更新研修会カリキュラムと同じになります。